

令和2年度母子健康手帳交付を受けた方へ

新生児聴覚検査の費用の一部助成について

生まれてくるあかちゃんのうち、耳の聞こえに障がいをもつあかちゃんは、1,000人のうち1~2人と言われていますが、早期に発見され、適切な療育を受けることで、あかちゃんの言語発達への影響が、最小限に抑えられることがわかっています。

鎌ヶ谷市では、令和3年度より新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施します。ぜひ、あかちゃんの健やかな成長のために検査を受けることをお勧めいたします。

なお、この通知につきましては、令和2年度母子健康手帳を交付させていただいた皆様にお送りしておりますので、対象に該当しない方につきましてはご了承ください。

対象者

令和3年4月1日以降に出生し、
検査を受ける日当日に鎌ヶ谷市内に住民登録がある生後50日以内のあかちゃん
※出生届が済んでいない場合でも、産婦の住民登録がある場合には対象となります。

助成額

生後50日までの間に
初めて受けた
新生児聴覚検査



対象検査

初回検査に要した費用のうち、3,000円
※検査費用が助成額を上回った場合の差額や、
2回目以降の検査費用は自己負担となります。

『新生児聴覚検査受診票』を提示し、受診してください。

令和3年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けた方で、令和3年4月1日以降に出産予定の方には、新生児聴覚検査受診票をお渡してきていないため、分娩医療機関(県内の場合)での交付となります。

受診方法

里帰り 出産など

里帰り出産などで、千葉県外の医療機関で検査を受けた場合、新生児聴覚検査受診票を使用することができないため、受診後に助成金を交付する制度(償還払い)となります。
※県内の医療機関でも受診票が使用できない場合は、同様の対応となります。健康増進課まで申請にお越しください。
償還払い制度について→裏面へ

千葉県外の医療機関（契約医療機関外）で新生児聴覚検査を受けた場合の対応について

里帰り出産などで、千葉県外の医療機関で検査を受けた場合、新生児聴覚検査受診票を使用することができない場合があります。その場合には、受診後に助成金を交付する制度（償還払い）となります。

手続きは、鎌ケ谷市役所健康増進課で行っておりますので、総合福祉保健センター2階の窓口までお越しください。

※県内の医療機関でも受診票が使用できない場合は、同様の対応となります。

【申請に必要なもの】

1. 領収書の原本
2. 母子健康手帳
3. 振込口座のわかるもの（通帳など）
4. 印鑑
5. 新生児聴覚検査費用助成金申請書（窓口でお渡しできます）

※千葉県内の契約医療機関で受診された方は、病院にある備え付けの受診票を使用して検査を受けることができます。

〈問い合わせ先〉

鎌ケ谷市役所健康増進課 母子係

〒273-0145

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

電話：047-445-1393（直通）